平成２２年（フ）第８６号
岡山県倉敷市連島町連島2831番地70
破産者　有限会社東亞パッキング
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
岡山県津山市下高倉東489番地１
破産者　村上　智彦
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第７３号
岡山県津山市加茂町公郷1857番地５
破産者　有限会社ピアスコーポレーション
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３０３号
愛媛県松山市福音寺町162番地13
破産者　株式会社ニコープラン
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１４１号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸410番地
破産者　株式会社鰺ヶ沢自動車学校
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第５８号
青森県十和田市東三番町４番７号
破産者　医療法人柳内科小児科医院
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第４０７号
東京都調布市菊野台３丁目３番地６第三ＳＹビル
破産者　株式会社パルコムフロアシステム
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５３８号
新潟県五泉市番坂甲3138番地６
破産者　有限会社井関工務店
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２９号
岐阜県山県市東深瀬62番地
破産者　鷲見　　實
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２９号
三重県鈴鹿市高岡台５丁目９番２号　グリーンヒル高岡台Ｂ棟102、前住所三重県津市久居東鷹跡町279番地
破産者　鳴川　　清
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３８号
和歌山県紀の川市桃山町調月182番地
破産者　有限会社伊藤工務店
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３４８号
和歌山県海南市築地１番地
破産者　株式会社海南八木楽器
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成１９年（フ）第１２０号
広島県福山市多治米町６丁目12番31号
破産者　中国バス株式会社
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１１９号
山口県周南市大字久米1349番地の５
破産者　有限会社サン電工
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２８５号
大分市久原中央１丁目１番40号
破産者　有限会社グッドラック
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１３８号
茨城県稲敷郡阿見町大字追原1519番地
破産者　小松澤　勲
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第５０４号
さいたま市岩槻区美幸町２番15―303号
破産者　安部　正博
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
埼玉県鴻巣市小松４丁目10―36　小松ハイツ203、住民票上の住所埼玉県北本市西高尾２丁目92番地１
破産者　三須　弘行
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
埼玉県上尾市日の出３丁目６番23号
破産者　大久保　勝
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５９０号
埼玉県朝霞市泉水３丁目９番25号
破産者　松永　　浩
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８０７号
さいたま市北区東大成町２丁目712番地シャルム宮原303
破産者　清野　文裕
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係